

## 契約条件

### 1. 本書について

契約条件（以下「本書」）は、アルパインマーケティング株式会社が所有するドライブレコーダー（DVR-CM01、以下「本端末」）の貸与および本端末を利用した通信サービスの提供に関する契約（以下「本契約」）の条件を定めたものです。

契約者とアルパインマーケティング株式会社およびアルプスアルパイン株式会社（以下総称して「当社」）の間の具体的な契約条件を示す重要な書面ですので、あらかじめ十分にお読み下さい。

### 2. サービス内容

本契約の契約事業者および各事業者が提供するサービス内容は次に定めるとおりです。

本端末およびサービス内容の詳細については「6. 連絡先」までお問い合わせ下さい。

（1）アルパインマーケティング株式会社

・本端末本体および本端末用データ SIM サービスを提供します。

電話番号：0570-006636（受付時間：9:30～17:30）、ウェブページ：<https://www.alpine.co.jp/>

（2）アルプスアルパイン株式会社

・本端末用 050-IP 電話サービスを提供し、株式会社日本緊急通報サービスが提供するシステムを利用可能とします。

※ 本端末用 050-IP 電話サービスは、上記の他に緊急通報を含む受発信機能を有しておりません。

ウェブページ：<https://www.alpsalpine.com/j/>

### 3. 契約期間・途中解約

（1）本契約の契約期間は契約締結日より1年間（以下「当初契約期間」）です。本契約締結後、本端末を設置次第サービスの利用が可能となります。

（2）当初契約期間の満了日までに契約者より本契約を終了させる旨の申出がない場合は、本契約は当初契約期間と同一の条件にて1か月間延長され、以降も同様とします。

（3）契約者は、契約期間中に本契約を解約する場合は、アルパインマーケティング株式会社が指定する方法により遅滞なく解約通知を同社に送付するものとします。この場合、本契約は、アルパインマーケティング株式会社が当該解約通知を受領した日が属する月の末日を最終利用日として終了します。

（4）本契約の終了時または解約時において、本端末の返送費用は契約者の負担とします。

### 4. サービス利用料金

契約者は、契約期間における本契約の対価として、アルパインマーケティング株式会社に対して、次のとおり利用料金を支払うものとします。

利用料金：金 2, 0 0 0 円／月（消費税およびユニバーサルサービス料相当額を含みます。）

支払方法：クレジットカード一括払い

請求日：初回は本端末の発送日、2回目以降は本端末のお届け日と同日

(例) 本端末を 4/1 発送、4/5 お届けの場合 … 初回請求日：4/1、2回目以降：5/5 以後毎月 5 日

上記の利用料金は、次のサービスの対価を含むものとします。

- ① アルプスアルパイン株式会社が提供する本端末用 050-IP 電話サービスの利用料
- ② アルパインマーケティング株式会社が貸与する本端末の利用料
- ③ アルパインマーケティング株式会社が提供する本端末用データ SIM サービスの利用料
- ④ ユニバーサルサービス料

## 5. 本端末の買取り・違約金

(1) 契約者は、次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、直ちに本端末を買い取るものとし、アルパインマーケティング株式会社が指定する方法により、本端末の代金として金 49,800 円を同社に支払うものとし、

- ① 契約者の責めに帰すべき事由により本端末に破損、故障等が発生した場合
- ② 「通信ドライブレコーダー端末の貸与・利用規約」第 4 条第 1 項または第 4 項に定める返却期間を徒過しても本端末をアルパインマーケティング株式会社に返却しない場合
- ③ 「通信ドライブレコーダー端末の貸与・利用規約」第 3 条第 1 項第 6 号または第 7 号に定める場合であって、契約者の責めに帰すべき事由により本端末の返却が不可能となった場合

(2) 契約者は、当初契約期間中に本契約を途中解約する場合は、違約金として、当社が解約通知を受領した時点において残存する契約期間分の利用料金合計額を、アルパインマーケティング株式会社が指定する方法により同社に支払うものとし、

## 6. 連絡先

本契約の変更、解約等、本端末・通信サービスに関するお問い合わせは次の連絡先までご連絡ください。

### 【アルパインインフォメーションセンター】

アルパインマーケティング株式会社 (届出番号：C2312434)

お問い合わせ用電話番号：0570-006636 (受付時間：9:30~17:30) ウェブページ：<https://aojaalpine.my.site.com/s/>

※ ご解約時は購入サイトのマイアカウントよりお手続き下さい。( <https://shop.alpine.co.jp/user> )

### 【販売店舗】

アルパインニュース株式会社 (届出番号：C2312468)

アルパインスタイル大阪 171

〒567-0065 大阪府茨木市上郡 1-1-3 ・電話番号 072-640-6500 ・営業時間 10:00~18:00

アルパインスタイル名古屋 155

《〒491-0063 愛知県一宮市常願通 8-5-1・電話番号 0586-52-2286・営業時間 10:00～18:00》

アルパインスタイル横浜 246

《〒194-0002 東京都町田市南つくし野 2-30-12・電話番号 042-850-7282・営業時間 10:00～18:00》

アルパインスタイル埼玉 R4

《〒343-0806 埼玉県越谷市宮本町 5-256-1・電話番号 048-984-7447・営業時間 10:00～18:00》

アルパインスタイルイオンモールいわき小名浜

《〒971-8555 福島県いわき市小名浜字辰巳町 79 イオンモールいわき小名浜 2F・電話番号 0246-85-5061・

営業時間 イオンモールいわき小名浜に準じる》

## 7. その他

- (1) アルプスアルパイン株式会社またはアルパインマーケティング株式会社は、利用料金に関する債権その他本契約について契約者に対して有する債権の全部または一部をそれぞれ他方に譲渡することがあり、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) アルプスアルパイン株式会社は、本契約の締結、解約、契約者への通知、契約者からの問い合わせ対応その他の本契約に係る事務処理（利用料金の請求及び受領を含みます。）をアルパインマーケティング株式会社に委任し、アルパインマーケティング株式会社はこれを受任するものとします。
- (3) 本書に定めのない事項については「通信ドライブレコーダー端末の貸与・利用契約」および「通信サービス利用規約」に従うものとします。

以 上

## 通信ドライブレコーダー端末の貸与・利用規約

### 第1条（規約の目的等）

通信ドライブレコーダー端末の貸与・利用規約（以下「本規約」）は、アルパインマーケティング株式会社が所有するドライブレコーダー（*DVR-CM01*、以下「本端末」）の貸与（以下「本貸与サービス」）に関する事項を定めたものであり、契約者とアルパインマーケティング株式会社との間の契約内容を示すものです。

- 2 契約者は、本規約に同意の上、アルパインマーケティング株式会社より本貸与サービスの提供を受けることができます。

### 第2条（利用条件）

本貸与サービスの利用に当たっては、本規約とともに「通信サービス利用規約」および「契約条件」が適用されるものとし、本規約に定めのない事項についてはこれらの各規約が適用されるものとします。

- 2 本貸与サービスの契約期間、対価その他の具体的条件は、「契約条件」において別途定めるものとします。

### 第3条（本端末の取り扱い）

契約者は、本端末の取り扱いにおいて、次に定める事項を遵守するものとします。

- （1）本端末を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
  - （2）本端末を受領した日以降、速やかに本端末の初期動作確認を行うこと。
  - （3）取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で本端末を自動車に設置し、使用すること。
  - （4）本端末を契約者以外の第三者が所有、使用または管理する自動車に設置する場合は、契約者の責任においてその第三者から本端末を設置することについて承諾を取得し、その他一切の手続きを行うこと。
  - （5）本端末の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちにアルパインマーケティング株式会社の指定する連絡先にアルパインマーケティング株式会社の指定する方法により申し出ること。
  - （6）本端末を紛失した場合は、ただちにアルパインマーケティング株式会社の指定する連絡先にアルパインマーケティング株式会社の指定する方法により申し出ること。
  - （7）本端末が盗難にあった場合は、ただちに警察へ届け出を行い、アルパインマーケティング株式会社の指定する連絡先にアルパインマーケティング株式会社の指定する方法により申し出ること。
  - （8）本条第1項第5号乃至第7号に定める場合において、アルパインマーケティング株式会社が行う確認、調査に応じること。
- 2 本端末に同梱されているSDカードが盗難された、または、破損、紛失、故障した場合、顧客は代替となるSDカードを自己の責任と費用で調達するものとします。
  - 3 契約者が本条第1項の義務に違反したことにより発生した損害について、アルパインマーケティング株式会社は自らに故意または過失がある場合を除いて責任を負わないものとします。

### 第4条（本端末の交換・返却）

契約者は、「契約条件」において定める契約期間が満了した日又はアルパインマーケティング株式会社が解約通知を受領した日の翌日から起算して、60日以内に本端末をアルパインマーケティング株式会社に返却するものとします。

- 2 アルパインマーケティング株式会社は、契約者から前条第1項第5号に定める申出を受けた場合は、本端末の破損、故障等の発生状況を確認した後、契約者にアルパインマーケティング株式会社が指定する方法に

よって返却用キットを送付した後、代替となる本端末を契約者にアルパインマーケティング株式会社指定の方法によって送付します。契約者は、アルパインマーケティング株式会社より返却用キットを送付した日の翌日から起算して 30 日以内に、正常に動作しない本端末をアルパインマーケティング株式会社指定の方法によってアルパインマーケティング株式会社に返却するものとします。ただし、本条第 4 項各号のいずれかに該当する場合には、アルパインマーケティング株式会社は代替となる本端末を送付しないものとします。

3 アルパインマーケティング株式会社は、契約者から第 3 条第 1 項第 6 号または第 7 号に定める申出を受けた場合は、本端末の紛失または盗難についての発生状況を確認した後、代替となる本端末を契約者にアルパインマーケティング株式会社指定の方法によって送付します。ただし、次項各号のいずれかに該当する場合には、アルパインマーケティング株式会社は代替となる本端末を送付しないものとします。

4 契約者は、次のいずれかに該当する場合は、アルパインマーケティング株式会社より返却用キットを送付した日の翌日から起算して 30 日以内に、本端末の全部または一部をアルパインマーケティング株式会社指定の方法によってアルパインマーケティング株式会社に返却するものとします。

(1) 契約者とアルパインマーケティング株式会社の間において、本端末の貸与に係る契約が解約、解除、無効、失効もしくは取消となった場合

(2) 契約者が第 3 条に定める義務を怠った場合、または怠るおそれがあることが明らかである場合

(3) 契約者が、本端末の利用に関し、アルパインマーケティング株式会社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与える恐れがある行為をした場合

(4) 契約者の故意または過失により、第三者に本端末を利用させた場合

5 アルパインマーケティング株式会社は、アルパインマーケティング株式会社に返却された本端末に装着等された SD カードを破棄することができるものとします。

#### 第 5 条（本端末が利用不可能であることが判明した場合）

本端末が、その端末自体の欠陥、初期不良等のアルパインマーケティング株式会社の責に帰すべき事由により利用不可能であることが判明した場合、アルパインマーケティング株式会社は、契約者からの申出に基づき、その利用不能期間（本端末が利用不能であったとアルパインマーケティング株式会社が認めた期間をいいます。）に支払われた本貸与サービスの利用料金を契約者に返還します。

2 前項の定めにかかわらず、アルパインマーケティング株式会社は、通信サービス利用規約第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 12 条に定める場合その他通信サービスに係る中断、制限等により本端末の全部又は一部の機能を利用できなかった場合、契約者より既に受領した利用料金を返還しません。

#### 第 6 条（本端末の故障等）

契約期間中に本端末が故障・滅失した場合又は本端末の内蔵電池が切れた場合は、アルパインマーケティング株式会社は、契約者からの申出に基づき無償にて本端末の修理・交換又は電池交換を実施します。修理・交換又は電池交換の手続はアルパインマーケティング株式会社が指定する方法に従うものとします。

2 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、アルパインマーケティング株式会社は前項に定める責任を負わないものとします。この場合において、本端末の修理・交換の可否及び手続はアルパインマーケティング株式会社の指示に従うとともに、修理・交換に要する費用は契約者が負担するものとします。

(1) 契約者又は第三者が、本端末を改造、改変、分解した場合

(2) 契約者又は第三者が、アルパインマーケティング株式会社が定める利用条件（本規約に定めるほか、ユーザーマニュアル等において記載する事項を含みます。）に違反して本端末を利用した場合

(3) 本端末の故障・滅失が通常使用の範囲を超える契約者又は第三者の故意・過失に起因する場合

## 通信サービス利用規約

### 第1条（規約の目的等）

通信サービス利用規約（以下「本規約」）は、アルプスアルパイン株式会社およびアルパインマーケティング株式会社（以下総称して「当社」）が提供する通信サービスに関する事項を定めたものであり、当社と契約者との間の契約内容を示すものです。

### 第2条（本通信サービスの内容）

アルプスアルパイン株式会社は、本規約に基づき、050-IP 電話サービス（以下「本 IP 電話サービス」）を提供します。なお、本 IP 電話サービスは、アルプスアルパイン株式会社がフリービット株式会社より利用許諾を受けて提供するものです。

- 2 アルプスアルパイン株式会社は、本 IP 電話サービスにより、アルパインマーケティング株式会社が契約者に提供するドライブレコーダー（DVR-CM01、以下「本端末」）を通じて、株式会社日本緊急通報サービスが提供する緊急通報サービスを契約者が利用することができるようにするものとします。
- 3 アルパインマーケティング株式会社は、本規約に基づき、データ SIM サービス（以下「本データ SIM サービス」）を提供します（以下「本 IP 電話サービス」と「本データ SIM サービス」を総称して「本通信サービス」）。

### 第3条（利用条件）

本通信サービス利用に当たっては、次の各号を満たしていることを条件とします。

- (1) 契約者が、「通信ドライブレコーダー端末の貸与およびサービス利用規約」に基づき、アルパインマーケティング株式会社より提供された本端末を適正に設置し、利用していること。
  - (2) 契約者が、「ALPINE CONNECTED VIEWER サービス利用規約」に基づき、アルプスアルパイン株式会社が提供するアプリケーションプログラム（ALPINE CONNECTED VIEWER）をインストールしていること。
  - (3) 契約者が、本 IP 電話サービスを利用するに当たり、別紙に定める承諾事項をあらかじめ異議なく承諾すること。
- 2 本通信サービスの利用に当たっては、本規約とともに「通信ドライブレコーダー端末の貸与・利用契約」および「契約条件」が適用されるものとし、本規約に定めのない事項についてはこれらの各規約が適用されるものとします。
  - 3 本通信サービスの契約期間、対価その他の具体的条件は、「契約条件」において別途定めるものとします。

### 第4条（本規約の変更等）

当社は、本規約を随時変更することがあります。この場合において、利用料金その他提供条件は変更後の規約に従うものとします。

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する事項を変更する場合、本通信サービスを販売する当社ホームページ上に掲示する方法により説明します。

## 第5条（提供地域）

本通信サービスは、別紙に定める提供区間等において提供するものとします。

## 第6条（本通信サービスに係る契約の締結・解除等）

当社は、本通信サービスに係る契約申込みに対する承諾を、本端末の貸与およびサービス利用規約に係る契約申込みに対する承諾と併せて行うものとします。契約者が本通信サービスを解約する場合は、本端末に関する賃貸借契約も併せて解約されるものとします。

- 2 当社は、本通信サービスに係る契約を、単独でまたは本端末に関する賃貸借契約と併せて解除できるものとします。
- 3 当社は、本通信サービスを、本端末の機能として一体的に提供するものとし、契約者は、本 IP 電話サービスまたは本データ SIM サービスのいずれか一方のみについて契約を締結または解除することはできないものとします。
- 4 アルプスアルパイン株式会社は、本通信サービス（本 IP 電話サービスに係る部分を含みます。）について、契約の締結、解除、利用料金の受領、契約者に対する通知、契約者からの問合せ対応その他本規約に定める事項に係る一切の事務処理をアルパインマーケティング株式会社委任し、アルパインマーケティング株式会社はこれを受任します。

## 第7条（050 番号）

アルプスアルパイン株式会社は、契約者に対し、1 の IP 電話サービスに係る契約毎に1の050 番号（電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信役務の種類または内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じ。）を別に定めるところにより付与します。

- 2 アルプスアルパイン株式会社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者に付与した050 番号を変更または廃止することがあり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

## 第8条（発信番号通知）

アルプスアルパイン株式会社は、本 IP 電話サービスを利用した契約者回線から HELPNET®への通信について、発信元の050 番号を着信先（書外 株式会社日本緊急通報サービス）へ通知するものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

## 第9条（提供の中断）

当社は、次の各号の一に該当する場合、本通信サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上、必要と認められるとき。
  - (2) 第10条（通信利用の制限等）または第11条（通信時間等の制限）により通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本件通信サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急の必要上やむを得ないと当社が特に認めた場合は除くものとします。

## 第10条（通信利用の制限等）

当社は、天災地変、通信設備の事故その他当社の責めに帰すべきでない事由が発生し、または発生するお

それがあある場合において、災害の予防・救援、交通・通信・電力の供給確保その他公共の利益のために当社が特に必要と認めたときは、本通信サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 契約者は、著しい輻輳が発生した場合は、本 IP 電話サービスを利用して行う相手先への通信または相手先から契約者への通信について、着信しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

#### 第 11 条（通信時間等の制限）

当社は、前条に定める場合のほか、音声通信が著しく輻輳するときまたは著しい輻輳が発生するおそれがある場合で当社が特に必要と認めたときは、通信時間または特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。なお、当該措置により契約者に生じた損害について、当社は免責されるものとします。

- 2 当社および当社グループは、本条に定める通信時間等の制限または現在もしくは将来における通信サービスの品質向上のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

#### 第 12 条（協定事業者の制約による制限）

契約者は、当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合において、本通信サービスの全部または一部を利用できないことがあることをあらかじめ承諾します。

#### 第 13 条（本通信サービスの利用料金）

本通信サービスの利用料金は通信型ドライブレコーダー利用料金に含まれるものとし、その金額および支払条件は、別途当社と契約者との間で合意する「契約条件」に従うものとします。

#### 第 14 条（損害賠償）

当社は、本通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じ。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者が被った損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本件通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本通信サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社がその故意または重大な過失によって本通信サービスの提供をしなかったときは、前二項の規定は適用しないものとします。

#### 第 15 条（承諾の限界）

当社は、契約者から本端末の設置その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、当社はその理由を契約者に通知します。



## 第 16 条（遵守事項）

契約者は、本通信サービスの利用に当たり次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- （1）他人の著作権その他法律上保護されるべき他人の利益もしくは権利を侵害し、または法令、公権力の命令・処分もしくは公序良俗に違反して本通信サービスを利用しないこと。なお、別紙に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合は、本号に違反したものとみなします。
- （2）当社から割り当てられた契約者の識別番号を適切に管理するとともに、その内容をみだりに第三者に知らせないこと。

## 第 17 条（本通信サービスに関するお問い合わせ先）

本通信サービスに関するお問い合わせは次の連絡先までご連絡ください。

**【アルパインインフォメーションセンター】**

お問い合わせ用電話番号：0570-006636 （受付時間：9:30~17:30）

ウェブページ：<https://aojaalpine.my.site.com/s/>

(別紙1)

1. 本IP電話サービスを利用する緊急通報サービスにおける承諾事項

- (1) 本IP電話サービスは、契約者が、本端末を通じて株式会社日本緊急通報サービスが提供する緊急通報サービスを利用することを目的とします。
- (2) 「緊急通報サービス」とは、緊急事態発生時において、車両に適切に設置された本端末から発信される緊急通報を、契約者または同乗者の要請に応じて警察、消防その他所轄関係機関に回線接続するサービスをいいます。但し、本条(4)の場合は、要請が無い場合でも、接続する場合があります。
- (3) 「緊急通報」とは、契約者による手動操作で本端末より発信され、株式会社日本緊急通報サービスにより受信される次の通信内容をいいます。
  - ① 通信機識別番号
  - ② 契約者氏名
  - ③ 車両登録番号
  - ④ 車両製造者名
  - ⑤ 車両型式
  - ⑥ 車体色
  - ⑦ 音声記録
  - ⑧ その他前各号に準ずるサービス遂行のため必要な情報
- (4) 緊急通報サービスにおいては、音声その他の情報等から何らかの緊急事態が発生していると判断される場合、契約者の要請によらず関係機関に通報を接続する場合があります。
- (5) 緊急通報の一部または全部が株式会社日本緊急通報サービスにより受信されない場合は、アルプスアルパイン株式会社および株式会社日本緊急通報サービスは、緊急通報サービスを契約者に提供する義務を負わないものとします。
- (6) 緊急通報サービスにおいては、契約者の緊急通報が関係機関に接続されるまで一定の時間を要します。また、通信網の輻輳、障害および不通等の事情により、緊急通報の発信、受信または関係機関への接続が行われない場合があります。
- (7) 関係機関への緊急通報の接続およびそれに基づく関係機関または医療機関による救急救助等の措置は、当該関係機関または医療機関において優先的に取り扱われるものではありません。
- (8) 緊急通報サービスを利用して交通事故、火災等の緊急事態が発生の事実を伝えることは、道路交通法、消防法等の関連適用法規によって契約者に義務付けられている措置、通報等を代替するものではなく、契約者はそれらの法的義務を免除されるものではありません。
- (9) 緊急通報サービスの利用によって関係機関、医療機関等に接続がなされた後、当該関係機関または医療機関から甲に対する再接続の要請等がある場合は、契約者に通話を再接続する場合があります。
- (10) 契約者は、自らの責任において関係機関等への接続を要請するものであり、接続およびその内容に関して株式会社日本緊急通報サービスおよび関係機関等に損害、損失等を与えることのないものとします。
- (11) アルプスアルパイン株式会社および株式会社日本緊急通報サービスは、契約者に対して、緊急通報サービスを利用した結果の報告を行わないものとします。
- (12) 株式会社日本緊急通報サービスは、緊急通報サービスの提供にあたり、契約者および同乗者と株式会

社日本緊急通報サービスとの会話内容および音声を録音することがあります。また、緊急通報サービスの提供、改善または向上の目的で、次の各号に掲げる情報を株式会社日本緊急通報サービス、アルプスアルパイン株式会社または関係機関が使用（編集のうえを使用する場合を含む）すること、および株式会社日本緊急通報サービスがこれをアルプスアルパイン株式会社または関係機関へ提供することがあります。

- ① 会話内容の全部または一部（録音および記録書面を含みます）
- ② 位置情報を含む緊急通報データ
- ③ 上記（3）各号に掲げる情報

（13）契約者は、その同乗者および本端末を設置する車両を所有する第三者に対して、緊急通報サービスの利用に当たり前各号が適用されることを説明し、その承諾を得るものとします。

(別紙2)

1. 本 IP 電話サービスの提供区間等

アルプスアルパイン株式会社は、本 IP 電話サービスを次に掲げる提供区間において提供します。

本端末が接続するアルプスアルパイン株式会社の電気通信設備と本 IP 電話サービスの提供会社であるフリービット株式会社の電気通信設備との間

2. 本通信サービスにおける禁止事項

契約者は、本通信サービスの利用に当たり次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
- (5) 本通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (6) 他人になりすまして本通信サービスを利用する行為
- (7) 当社または他人の電気通信設備の利用または運営に支障を与える、またはそのおそれのある行為

## 通信サービス利用規約

### 第1条（規約の目的等）

通信サービス利用規約（以下「本規約」）は、アルプスアルパイン株式会社およびアルパインマーケティング株式会社（以下総称して「当社」）が提供する通信サービスに関する事項を定めたものであり、当社と契約者との間の契約内容を示すものです。

### 第2条（本通信サービスの内容）

アルプスアルパイン株式会社は、本規約に基づき、050-IP 電話サービス（以下「本 IP 電話サービス」）を提供します。なお、本 IP 電話サービスは、アルプスアルパイン株式会社がフリービット株式会社より利用許諾を受けて提供するものです。

- アルプスアルパイン株式会社は、本 IP 電話サービスにより、アルパインマーケティング株式会社が契約者に提供するドライブレコーダー（DVR-CM01、以下「本端末」）を通じて、株式会社日本緊急通報サービスが提供する緊急通報サービスを契約者が利用することができるようにするものとします。
- アルパインマーケティング株式会社は、本規約に基づき、データ SIM サービス（以下「本データ SIM サービス」）を提供します（以下「本 IP 電話サービス」と「本データ SIM サービス」を総称して「本通信サービス」）。

### 第3条（利用条件）

本通信サービス利用に当たっては、次の各号を満たしていることを条件とします。

- 契約者が、「通信ドライブレコーダー端末の貸与およびサービス利用規約」に基づき、アルパインマーケティング株式会社より提供された本端末を適正に設置し、利用していること。
  - 契約者が、「ALPINE CONNECTED VIEWER サービス利用規約」に基づき、アルプスアルパイン株式会社が提供するアプリケーションプログラム（ALPINE CONNECTED VIEWER）をインストールしていること。
  - 契約者が、本 IP 電話サービスを利用するに当たり、別紙に定める承諾事項をあらかじめ異議なく承諾すること。
- 本通信サービスの利用に当たっては、本規約とともに「通信ドライブレコーダー端末の貸与・利用契約」および「契約条件」が適用されるものとし、本規約に定めのない事項についてはこれらの各規約が適用されるものとします。
  - 本通信サービスの契約期間、対価その他の具体的条件は、「契約条件」において別途定めるものとします。

### 第4条（本規約の変更等）

当社は、本規約を随時変更することがあります。この場合において、利用料金その他提供条件は変更後の規約に従うものとします。

- 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する事項を変更する場合、本通信サービスを販売する当社ホームページ上に掲示する方法により説明します。

## 第5条（提供地域）

本通信サービスは、別紙に定める提供区間等において提供するものとします。

## 第6条（本通信サービスに係る契約の締結・解除等）

当社は、本通信サービスに係る契約申込みに対する承諾を、本端末の貸与およびサービス利用規約に係る契約申込みに対する承諾と併せて行うものとします。契約者が本通信サービスを解約する場合は、本端末に関する賃貸借契約も併せて解約されるものとします。

- 2 当社は、本通信サービスに係る契約を、単独でまたは本端末に関する賃貸借契約と併せて解除できるものとします。
- 3 当社は、本通信サービスを、本端末の機能として一体的に提供するものとし、契約者は、本 IP 電話サービスまたは本データ SIM サービスのいずれか一方のみについて契約を締結または解除することはできないものとします。
- 4 アルプスアルパイン株式会社は、本通信サービス（本 IP 電話サービスに係る部分を含みます。）について、契約の締結、解除、利用料金の受領、契約者に対する通知、契約者からの問合せ対応その他本規約に定める事項に係る一切の事務処理をアルパインマーケティング株式会社委任し、アルパインマーケティング株式会社はこれを受任します。

## 第7条（050 番号）

アルプスアルパイン株式会社は、契約者に対し、1 の IP 電話サービスに係る契約毎に1の050 番号（電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信役務の種類または内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じ。）を別に定めるところにより付与します。

- 2 アルプスアルパイン株式会社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者に付与した050 番号を変更または廃止することがあり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

## 第8条（発信番号通知）

アルプスアルパイン株式会社は、本 IP 電話サービスを利用した契約者回線から HELPNET®への通信について、発信元の050 番号を着信先（書外 株式会社日本緊急通報サービス）へ通知するものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

## 第9条（提供の中断）

当社は、次の各号の一に該当する場合、本通信サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上、必要と認められるとき。
  - (2) 第10条（通信利用の制限等）または第11条（通信時間等の制限）により通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本件通信サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急の必要上やむを得ないと当社が特に認めた場合は除くものとします。

## 第10条（通信利用の制限等）

当社は、天災地変、通信設備の事故その他当社の責めに帰すべきでない事由が発生し、または発生するお

それがあある場合において、災害の予防・救援、交通・通信・電力の供給確保その他公共の利益のために当社が特に必要と認めたときは、本通信サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 契約者は、著しい輻輳が発生した場合は、本 IP 電話サービスを利用して行う相手先への通信または相手先から契約者への通信について、着信しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

#### 第 11 条（通信時間等の制限）

当社は、前条に定める場合のほか、音声通信が著しく輻輳するときまたは著しい輻輳が発生するおそれがある場合で当社が特に必要と認めたときは、通信時間または特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。なお、当該措置により契約者に生じた損害について、当社は免責されるものとします。

- 2 当社および当社グループは、本条に定める通信時間等の制限または現在もしくは将来における通信サービスの品質向上のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

#### 第 12 条（協定事業者の制約による制限）

契約者は、当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合において、本通信サービスの全部または一部を利用できないことがあることをあらかじめ承諾します。

#### 第 13 条（本通信サービスの利用料金）

本通信サービスの利用料金は通信型ドライブレコーダー利用料金に含まれるものとし、その金額および支払条件は、別途当社と契約者との間で合意する「契約条件」に従うものとします。

#### 第 14 条（損害賠償）

当社は、本通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じ。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者が被った損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本件通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本通信サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社がその故意または重大な過失によって本通信サービスの提供をしなかったときは、前二項の規定は適用しないものとします。

#### 第 15 条（承諾の限界）

当社は、契約者から本端末の設置その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、当社はその理由を契約者に通知します。

## 第 16 条（遵守事項）

契約者は、本通信サービスの利用に当たり次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- （1）他人の著作権その他法律上保護されるべき他人の利益もしくは権利を侵害し、または法令、公権力の命令・処分もしくは公序良俗に違反して本通信サービスを利用しないこと。なお、別紙に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合は、本号に違反したものとみなします。
- （2）当社から割り当てられた契約者の識別番号を適切に管理するとともに、その内容をみだりに第三者に知らせないこと。

## 第 17 条（本通信サービスに関するお問い合わせ先）

本通信サービスに関するお問い合わせは次の連絡先までご連絡ください。

【アルパインインフォメーションセンター】

お問い合わせ用電話番号：0570-006636 （受付時間：9:30~17:30）

ウェブページ：<https://aojaalpine.my.site.com/s/>



(別紙1)

1. 本 IP 電話サービスを利用する緊急通報サービスにおける承諾事項

- (1) 本 IP 電話サービスは、契約者が、本端末を通じて株式会社日本緊急通報サービスが提供する緊急通報サービスを利用することを目的とします。
- (2) 「緊急通報サービス」とは、緊急事態発生時において、車両に適切に設置された本端末から発信される緊急通報を、契約者または同乗者の要請に応じて警察、消防その他所轄関係機関に回線接続するサービスをいいます。但し、本条(4)の場合は、要請が無い場合でも、接続する場合があります。
- (3) 「緊急通報」とは、契約者による手動操作で本端末より発信され、株式会社日本緊急通報サービスにより受信される次の通信内容をいいます。
  - ① 通信機識別番号
  - ② 契約者氏名
  - ③ 車両登録番号
  - ④ 車両製造者名
  - ⑤ 車両型式
  - ⑥ 車体色
  - ⑦ 音声記録
  - ⑧ その他前各号に準ずるサービス遂行のため必要な情報
- (4) 緊急通報サービスにおいては、音声その他の情報等から何らかの緊急事態が発生していると判断される場合、契約者の要請によらず関係機関に通報を接続する場合があります。
- (5) 緊急通報の一部または全部が株式会社日本緊急通報サービスにより受信されない場合は、アルプスアルパイン株式会社および株式会社日本緊急通報サービスは、緊急通報サービスを契約者に提供する義務を負わないものとします。
- (6) 緊急通報サービスにおいては、契約者の緊急通報が関係機関に接続されるまで一定の時間を要します。また、通信網の輻輳、障害および不通等の事情により、緊急通報の発信、受信または関係機関への接続が行われない場合があります。
- (7) 関係機関への緊急通報の接続およびそれに基づく関係機関または医療機関による救急救助等の措置は、当該関係機関または医療機関において優先的に取り扱われるものではありません。
- (8) 緊急通報サービスを利用して交通事故、火災等の緊急事態が発生の事実を伝えることは、道路交通法、消防法等の関連適用法規によって契約者に義務付けられている措置、通報等を代替するものではなく、契約者はそれらの法的義務を免除されるものではありません。
- (9) 緊急通報サービスの利用によって関係機関、医療機関等に接続がなされた後、当該関係機関または医療機関から甲に対する再接続の要請等がある場合は、契約者に通話を再接続する場合があります。
- (10) 契約者は、自らの責任において関係機関等への接続を要請するものであり、接続およびその内容に関して株式会社日本緊急通報サービスおよび関係機関等に損害、損失等を与えることのないものとします。
- (11) アルプスアルパイン株式会社および株式会社日本緊急通報サービスは、契約者に対して、緊急通報サービスを利用した結果の報告を行わないものとします。
- (12) 株式会社日本緊急通報サービスは、緊急通報サービスの提供にあたり、契約者および同乗者と株式会

社日本緊急通報サービスとの会話内容および音声を録音することがあります。また、緊急通報サービスの提供、改善または向上の目的で、次の各号に掲げる情報を株式会社日本緊急通報サービス、アルプスアルパイン株式会社または関係機関が使用（編集のうえを使用する場合を含む）すること、および株式会社日本緊急通報サービスがこれをアルプスアルパイン株式会社または関係機関へ提供することがあります。

- ① 会話内容の全部または一部（録音および記録書面を含みます）
- ② 位置情報を含む緊急通報データ
- ③ 上記（3）各号に掲げる情報

（13）契約者は、その同乗者および本端末を設置する車両を所有する第三者に対して、緊急通報サービスの利用に当たり前各号が適用されることを説明し、その承諾を得るものとします。

(別紙2)

1. 本 IP 電話サービスの提供区間等

アルプスアルパイン株式会社は、本 IP 電話サービスを次に掲げる提供区間において提供します。

本端末が接続するアルプスアルパイン株式会社の電気通信設備と本 IP 電話サービスの提供会社であるフリービット株式会社の電気通信設備との間

2. 本通信サービスにおける禁止事項

契約者は、本通信サービスの利用に当たり次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
- (5) 本通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (6) 他人になりすまして本通信サービスを利用する行為
- (7) 当社または他人の電気通信設備の利用または運営に支障を与える、またはそのおそれのある行為